

月次報告レポート (2017年6月)

中央大学法学研究科
博士後期課程1年
白瑞

1、報告事項について

先月に完成した中国の雑誌への論文の投稿は、無事に審査を通して掲載できるようになりました。大変光栄だと思っており、財団の皆様にもとても感謝しております。財団からの経済的支援があるこそ、自分の研究に集中することができました。財団の皆様、どうもありがとうございます！これからも、もう一層に学業を精進したいと思います。

2、研究内容について

日本における親権停止制度

①創設の背景

平成23年法改正では、親権の喪失制度、管理権の喪失制度のほか、2年以内の期間に限って親権を停止するという親権停止制度を創設した。親権停止制度創設の背景については、以下ようになる。第一に、児童虐待事件に対して、改正前の親権喪失制度は十分に機能してこなかった。すなわち、改正前の親権喪失制度については、その喪失の効果が期限を設けずに親権全部を喪失させるものであること（いわばオール・オア・ナッシングの制度であること）から、効果が大きくて申立てや宣告が躊躇される、その要件である親権喪失の原因が親権の濫用又は著しく不行跡とされていることから、申立てや審判の在り方が親権者を非難する形になり、親権喪失宣告後の親子の再統合に支障を来すといった問題があり、必ずしも適切に利用されていない状況にあるものと考えられる。だから、児童福祉の現場に必ずしも積極的に親権喪失制度が利用されてなかった。第二に、親による正当な理由のない医療ネグレクト事案や、施設入所中、里親委託中または一時保護中の児童の監護教育に関して、親権者が不当な主張をするときに、子どもの利益を保護するために、親権制限を必要とすることもある。これらの理由から、改正前の親権喪失制度の問題を解消し、現実の必要に応じて適切に親権を制限することができるようにするために、家庭裁判所の審判により2年以内の期間に限って親権を行使できない親権停止制度が設けられた。

②制度の概要

親権停止制度の要件である停止の原因は、「父又は母による親権行使が困難又は不適当であることにより、子の利益を害するとき」とされている（民法834条の2第1項）。親権停止制度は親権喪失制度より、虐待や悪意の遺棄を要件から外し、軽い要件で親権を一時的に制限するものともいえる。比較的軽微な段階で親権停止をすることができるとしたのは、個々の事案への柔軟な対応を可能にし、不必要な親権制限を避けるとともに、親権者の権利を段階的に制限することで親権者の改善の動機付けにつなげ、可能であれば親子再統合を実現させようとの趣旨によるものである。その申立人については、親権喪失制度と同様に、子自身、子の親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官になる（民法834条の2第1項）。

親権停止制度の効果については、親権喪失制度と同様に親権者が全面的に親権を行使できなくなるということが挙げられる。ただし、親権者が親権を行使できない期間は、事案の状況によって裁判所が判断するが、最長で2年を超えない。親権停止の期間に関する裁判所の判断基準は、親権停止の「原因が消滅するまでに要すると見込ま

れる期間、子の心身の状態および生活の状況その他の一切の事情」を考慮することとされた（民法第834条の2第2項）。親権が停止された後、親権を行使する者がいなくなった場合には、未成年後見が開始する。児童福祉法においては、施設長または児童相談所長が親権代行をすることになる。

親権停止制度が想定される場面については、a. 親による正当な理由のない医療拒否の場合（医療ネグレクト）、b. 施設入所、里親委託または一時保護が行われる事案において、施設長、里親等又は児童相談所長による措置権限の行使や面会通信制限、接近禁止命令等の制度によって対応が困難な場合、c. 児童の自立に必要な契約締結の不同意や、施設退所後の年長の未成年者につきまとい、徘徊行為等が想定される。さらに、親権停止制度の運用状況からみると、停止制度が積極的に利用されている様子がうかがわれる。また、ネグレクトを原因とするものの割合が高く、医療ネグレクトの事例もふくまれていることから、親権停止制度の創設の趣旨に沿って利用が進んでいることが考えられる。

そして、親権停止の制度は、事案に応じる方法に柔軟性が与えられたため、改正前よりも柔軟かつ実用的な親権の制限制度を整備したと評価することができる。しかし、親権停止の制度は、一定期間で親権の全部を制限される制度であり、国家による親権への過剰な介入となり相当ではないかとの懸念が示されている。また、親権者が特定の権利の行使が問題となることが多く、これらの場合に、親権を包括的に制限することが必要ではなく、問題となる個別の権利についての制限を考えれば足りるはずだとの指摘もあった。なお、今回の改正において、親権の一部制限を導入するという意見は有力であった。親権は重要な権利義務であるからその制限はできる限り小さいものに止めるべきところ、常に親権全部を制限するのではなく家庭裁判所により親権の一部を制限する制度を設けるべきとの意見がある。親権の特定部分のみを切り出すことの困難性や、制限されていない部分への親権者の不当な親権行使が繰り返されること等の懸念によって、親権の一部制限の導入が見送られた。